

第63回社会保障審議会介護給付費分科会（平成20年12月26日）提出資料

「調査実施委員会」の設置について

1 目的

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（平成20年12月12日社会保障審議会介護給付費分科会）を踏まえ、介護報酬改定の結果の検証及び介護報酬改定の基礎資料としている介護事業経営実態調査等について検討を行い、次期介護報酬改定へ向けての議論へ繋げていくことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に調査実施委員会を設置する。

2 検討内容

(1) 介護報酬改定の結果の検証について

平成21年度介護報酬改定については、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律（平成20年法律第44号）」を踏まえ、今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかを検証することとし、その検証に必要な調査手法や分析方法等について検討を行う。

(2) 介護事業経営実態調査等について

介護報酬改定に必要な基礎資料を得るための調査設計及び集計、分析方法等について検討を行う。

(3) その他

介護給付費分科会が必要と認めた事項について検討を行う。

3 構成

介護給付費分科会の学識経験者等による6人で構成することとする。
メンバーについては、下記参照。

○ メンバー

- ・ 池田 省三（龍谷大学教授）
- ・ 田中 滋（慶応義塾大学教授）
- ・ 村川 浩一（日本社会事業大学教授）
- ・ 堀田 聰子（東京大学特任准教授）、
- ・ 藤井 賢一郎（日本社会事業大学准教授）
- ・ 千葉 正展（独立行政法人福祉医療機構経営支援室経営企画課長）

4 運営

調査実施委員会の議事は公開とし、調査結果については介護給付費分科会に報告することとする。

介護報酬改定影響検証事業について

背景

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告(平成20年12月12日 社会保障審議会介護給付費分科会)において、「今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善につながっているかという点についての検証を適切に実施すること。」

とされた。

審議報告をふまえ、介護報酬改定の検証を実施するため、平成21年度については「介護従事者処遇状況等調査」を実施することとなる。

なお、調査実施にあたっては、調査実施委員会において内容を検討し、介護給付費分科会に調査内容を報告する。

調査内容の基本的な考え方について①

【調査の基本方針について】

- ① 介護従事者の報酬改定前と改定後の賃金等の実態把握
 - ・ 介護従事者の賃金水準が改定前と比べて改善しているかどうか
 - ・ 賃金の他に一時金や手当等で対応しているかどうか
- ② 賃金等以外における介護従事者の処遇改善策の実態把握
 - ・ 福利厚生、研修等といった賃金等以外にどのような方法で処遇改善を図っているか
- ③ 施設・事業所の加算の取得状況の把握
- ④ 介護従事者の処遇改善状況について継続的な調査の実施
 - ・ 介護報酬改定の1年後の状況についても把握し、次回調査では介護職員処遇改善交付金(仮称)の影響を含めて把握してはどうか

調査内容の基本的な考え方について②

【調査票について】

- 施設・事業所における処遇改善の状況等を把握するためには、施設・事業所に関する調査を行う必要があるのではないか。
- 賃金等の実態把握をするためには、従事者に関する調査も行う必要があるのではないか。

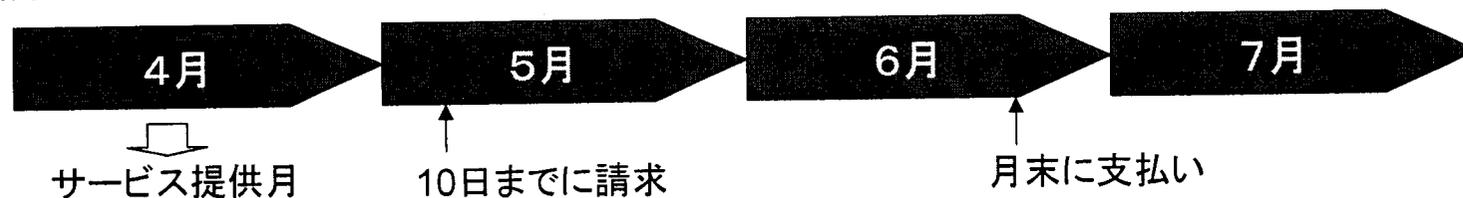
【調査の時期について】

- 平成21年9月末の状況を調査してはどうか。

※4月サービス分の報酬は、6月末に支払われるため、処遇改善への対応がそれ以降になる可能性があることに留意する必要がある。

※本調査は、総務省の承認統計であるため、総務省の審査期間として約2ヶ月間を要することに留意する必要がある。(具体的なスケジュール案については最終ページ)

(参考)報酬の支払いの流れについて



調査内容の基本的な考え方について③

【回答率及び有効回答率の確保について】

本調査の実施にあたっては、簡素で記入しやすい内容とし、回答率及び有効回答率を確保することが重要ではないか。

(参考)介護事業経営概況・実態調査における問題点

回収率は概ね6割程度、有効回答率はその半分以上となっている。有効回答率が上がらない原因としては、以下の点が考えられる。

- ① 調査項目が多い(調査票に予防が加わった19年調査以降顕著)
- ② 実態調査の実施時期が3月のため、法人決算処理が未済であり記入できない
- ③ 複数の事業を実施している場合、各事業毎に職務に従事する時間に応じて職員を適切に按分することが困難
※経費については16年調査以降国で按分することとしたため有効回答率が向上
- ④ 事業毎の調査のため、複数の事業を実施している事業所が面積や利用者数等按分に必要な項目をすべて漏れなく正しく記入することが困難

(参考)介護事業経営概況・実態調査の回答率及び有効回答率について

| 調査名 | 回収率 | 有効回答率 |
|---------------|-------|-------|
| H13.10 経営概況調査 | 80.4% | 35.4% |
| H14.3 経営実態調査 | 58.9% | 17.8% |
| H16.10 経営概況調査 | 67.9% | 52.9% |
| H17.3 経営実態調査 | 55.3% | 39.7% |
| H19.10 経営概況調査 | 52.9% | 32.0% |
| H20.3 経営実態調査 | 67.1% | 33.1% |

調査内容の基本的な考え方について④

【調査対象について】

- 施設・事業所に関する調査において対象とするサービスの範囲
- 従事者に関する調査において対象とする職員の範囲

【範囲を決定するにあたって考慮すべき要因】

- 本調査の対象とする施設・事業所は層化無作為抽出法を用いて選定
- 目標精度を定めた場合、一定程度の客体数が必要
- 客体数を確保できなければ、集計・分析内容の精度が低下

調査内容の基本的な考え方について④

【調査対象の選定にあたって】

- 限定したサービスを調査する場合は、職員割合の高いサービスを対象としてはどうか。
- 調査の対象となる施設・事業所は、地域や規模の偏りがないよう留意し、無作為に抽出してはどうか。

全職員(事務職員等を除く)における常勤換算職員数について

| | 常勤換算職員数 | 割合 |
|------------------|-----------|--------|
| 介護老人福祉施設 | 230,272 | 18.4% |
| 通所介護 | 176,854 | 14.1% |
| 介護老人保健施設 | 164,073 | 13.1% |
| 訪問介護 | 163,742 | 13.1% |
| 認知症対応型共同生活介護 | 101,776 | 8.1% |
| 短期入所生活介護 | 97,361 | 7.8% |
| 介護療養型医療施設 | 81,779 | 6.5% |
| 居宅介護支援事業所 | 64,529 | 5.1% |
| 通所リハビリテーション | 59,081 | 4.7% |
| 特定施設入居者生活介護 | 52,240 | 4.2% |
| 訪問看護ステーション | 25,898 | 2.1% |
| 認知症対応型通所介護 | 17,515 | 1.4% |
| 訪問入浴介護 | 8,786 | 0.7% |
| 小規模多機能型居宅介護 | 8,083 | 0.6% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 1,508 | 0.1% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 669 | 0.1% |
| 夜間対応型訪問介護 | 424 | 0.0% |
| 合計 | 1,254,590 | 100.0% |

※予防含む

(出典)平成19年介護サービス施設・事業諸調査(統計情報部)

調査内容の基本的な考え方について④

【調査対象の選定にあたって】

- 限定した職員を調査する場合は、職員のうちに占める割合の高い者を対象としてはどうか。
- 調査の対象となる職員は、地域や規模の偏りがないよう留意し、無作為に抽出してはどうか。

職員(常勤換算)に占める職種の割合について

| | 看護職員 | 介護職員 (訪問介護員) | 生活相談員 支援相談員 | OT・PT・ST 機能訓練指導員 | 管理栄養士 栄養士 | 介護支援専門員 |
|------------------|-------|-----------------|----------------|---------------------|--------------|---------|
| 介護老人福祉施設 | 9.9% | 78.2% | 3.6% | 2.0% | 3.0% | 3.1% |
| 通所介護 | 14.4% | 60.7% | 16.8% | 6.8% | 1.3% | - |
| 介護老人保健施設 | 22.2% | 62.4% | 3.7% | 5.5% | 3.0% | 3.2% |
| 訪問介護 | - | 100.0% | - | - | - | - |
| 認知症対応型共同生活介護 | 4.3% | 89.4% | - | - | - | 6.3% |
| 短期入所生活介護 | 10.3% | 76.5% | 5.0% | 2.5% | 3.2% | 2.6% |
| 介護療養型医療施設 | 40.0% | 46.4% | - | 6.5% | 3.4% | 3.7% |
| 居宅介護支援事業所 | - | - | - | - | - | 100.0% |
| 通所リハビリテーション | 14.9% | 71.0% | - | 14.1% | - | - |
| 特定施設入居者生活介護 | 12.0% | 76.5% | 5.3% | 2.3% | - | 3.9% |
| 訪問看護ステーション | 88.6% | - | - | 11.4% | - | - |
| 認知症対応型通所介護 | 12.3% | 59.8% | 20.8% | 6.0% | 1.2% | - |
| 訪問入浴介護 | 35.8% | 64.2% | - | - | - | - |
| 小規模多機能型居宅介護 | 27.8% | 64.4% | - | - | - | 7.7% |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 10.1% | 72.8% | 5.5% | 3.1% | 3.8% | 4.6% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 12.4% | 72.2% | 6.6% | 3.6% | - | 5.2% |
| 夜間対応型訪問介護 | - | 100.0% | - | - | - | - |
| 合計 | 14.0% | 68.8% | 4.4% | 3.7% | 1.6% | 7.6% |

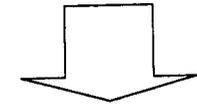
※予防含む

(出典)平成19年介護サービス施設・事業諸調査(統計情報部)

調査実施までのスケジュールについて

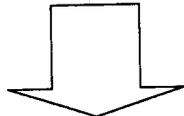
4/20
第1回委員会

・調査内容(調査対象、客
体数、調査項目)の検討



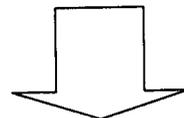
5/18
第2回委員会

・調査内容の決定
・関係団体ヒアリング



6月予定
介護給付費分科会

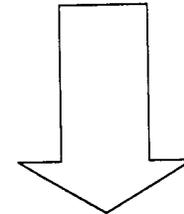
・調査内容の報告



6月末まで
総務省登録

※本調査を実施するためには、総務省の承認が必要である。総務省の承認を得るためには約2ヶ月ほど要するため、10月調査を実施するためには、6月末には調査票を決定する必要がある。

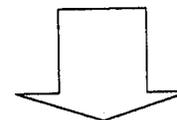
10月調査実施



平成22年2~3月
第3回委員会

※総務省の承認が得られるのが8月末となれば、9月中に調査票の印刷・発送等の作業をし、10月調査を実施できる。
※10月の調査実施後、結果の集計及び分析を翌年の春頃にかけて実施する。

・調査結果の報告



平成22年4月以降
介護給付費分科会

・調査結果の報告

介護職員処遇改善交付金（仮称）**(1) 目的**

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(別紙参照)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 : $\text{介護報酬総額} \times \text{介護職員人件費比率}$ を勘案してサービス毎に定める率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

(4) 事業規模 合計約4,000億円 (介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

サービス区分ごとの介護職員人件費比率および交付率

| サービス区分 | 介護職員 人件費比率 | 交付率 |
|--|---------------|------|
| ○(介護予防)訪問介護 ○夜間対応型訪問介護 | 70% | 4.0% |
| ○(介護予防)短期入所生活介護 | 50% | 2.9% |
| ○(介護予防)訪問入浴介護 ○(介護予防)通所介護 | 45% | 2.6% |
| ○(介護予防)特定施設入居者生活介護 ○介護福祉施設 ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 40% | 2.3% |
| ○(介護予防)短期入所療養介護(老健) ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 35% | 2.0% |
| ○(介護予防)認知症対応型通所介護 ○介護保健施設サービス | 30% | 1.8% |
| ○(介護予防)通所リハビリテーション ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所療養介護(病院等) ○介護療養施設 | 25% | 1.5% |
| 【助成対象外】 ○(介護予防)訪問看護 ○居宅介護支援 ○(介護予防)福祉用具貸与 ○(介護予防)訪問リハビリテーション ○介護予防支援 ○(介護予防)居宅療養管理指導 | 0% | |

※ 各事業者への交付額は、介護報酬総額 × 交付率 によって計算する。

介護報酬総額・・・利用者負担を含み、補足給付を含まない。

介護従事者処遇状況等調査における調査項目について

調査項目の論点(施設・事業所に関する調査)

施設・事業所に関する調査では、以下の項目について調査してはどうか。
 ※以下は、介護老人福祉施設の例

| 調査項目案 | 調査理由 | 留意点 |
|----------------------------|---------------------------------------|---|
| ・事業所名、事業所番号、所在地、経営主体、地域区分 | ・地域や経営主体の違いによる処遇改善の状況を把握する必要があるのではないか | ・調査票に事前印刷しておき、変更等があれば記入者に修正していただけてはどうか |
| ・報酬改定前後における、施設の規模(施設の入所定員) | ・事業規模別による処遇改善の状況を把握する必要があるのではないか | ・他サービスの定員(短期入所生活介護の定員)は含めるか |
| ・調査対象施設における、他の介護サービスの実施状況 | ・事業範囲による処遇改善の状況を把握する必要があるのではないか | ・施設や事業所が属する法人全体において提供しているサービスも調査するか |
| ・報酬改定前後における、加算の取得状況 | ・加算が処遇改善に結びついてどうか把握する必要があるのではないか | ・加算については全加算にするか、一定程度限定した加算にするか ・限定した場合、どの加算を調査対象とするか |

| 調査項目案 | 調査理由 | 留意点 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、従事者(常勤・非常勤別)の数 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態の変化や職員の増減を把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・全職種とするか一定程度限定した職種とするか ・実人数とするか、常勤換算数とするか ・介護福祉士等の有資格者数についても調査するか ・派遣職員は調査対象に含めるか |
| <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、介護収入、給与総額や延べ利用者数の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定が、収支等の状況にどのような変化をもたらしたのか把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・介護収入は、調査対象サービス分の額とするか、調査対象外サービス分も含めた額とするか ・給与費は、全職員に支払っている額とするか、派遣職員を除いた額にするか ・延べ利用者数は、調査対象サービスの人数とするか、調査対象外サービス分も含めた人数とするか |
| <ul style="list-style-type: none"> 賃金等の改善状況 ・報酬改定前後における、給与や賞与の引き上げ状況 ・給与や賞与を引き上げた場合の要件 ・報酬改定前後における、各種手当の引き上げや新設の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与の引き上げを、どのような者を対象として実施したのかを把握する必要があるのではないか ・給与だけではなく、手当によって処遇改善をしているかどうか把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・給与の引き上げについては、今後引き上げる予定か、引き上げる予定はないか等の区分を分けて調査するか ・給与の引き上げに定期昇給を含めるか ・引き上げの要件については、一律引き上げ、資格保有者、雇用形態、勤続年数といった条件が考えられるが、どのような条件が考えられるか ・手当については、時間外手当、夜勤手当、扶養手当、通勤手当、職務手当が考えられるが、どのような手当内容が考えられるか |

| 調査項目案 | 調査理由 | 留意点 |
|---|---|---|
| <p>処遇改善全般に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、賃金体系等の人事制度に関する状況 ・報酬改定前後における、非正規職員から正規職員への転換状況 ・報酬改定前後における、昇給・昇格要件の明確化に関する状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の処遇改善全般に関する状況がどのように変化したのか把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善策として、どのような方策が考えられるか ・従来より実施、改定を受けて実施、今後実施予定といった、改定前からの状況や将来(次期介護報酬課程まで)にかけての状況までを調査するか |
| <p>教育・研修に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、教育や研修の参加機会に関する状況 ・報酬改定前後における、資格取得のための受講機会に関する状況 ・報酬改定前後における、資格取得の費用、教育や研修への参加費や交通費等の費用負担に関する状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育や研修といった介護の質に関する状況がどのように変化したのか把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・施設における教育・研修に関する改善策として、どのような方策が考えられるか ・従来より実施、改定を受けて実施、今後実施予定といった、改定前からの状況や将来(次期介護報酬課程まで)にかけての状況までを調査するか |

| 調査項目案 | 調査理由 | 留意点 |
|---|--|---|
| <p>職場環境に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、休暇取得、労働時間または夜勤勤務に関する状況 ・報酬改定前後における、ミーティング等によるコミュニケーションに関する状況 ・報酬改定前後における、事故やトラブルへの対応マニュアルの作成等の体制づくりに関する状況 ・報酬改定前後における、健康診断、腰痛対策といった健康管理に関する状況 ・報酬改定前後における、休憩室、談話室の確保による環境に関する状況 ・報酬改定前後における、発表会や表彰等による評価に関する状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場の環境がどの様に変化したのか把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・施設における職場環境に関する改善策として、どの様な方策が考えられるか ・従来より実施、改定を受けて実施、今後実施予定といった、改定前からの状況や将来(次期介護報酬課程まで)にかけての状況までを調査するか |

調査項目の論点(従事者に関する調査)

従事者に関する調査では、以下の項目について調査してはどうか。
 ※以下は、介護老人福祉施設の例

| 調査項目案 | 調査理由 | 留意点 |
|--|--|---------------------------|
| ・性別、年齢、職種、勤続年数 | ・年齢、性別、職種、勤続年数の違いによる賃金等の変化を把握する必要があるのではないか | ・職員については、調査対象職員と揃えるか |
| ・報酬改定前後における、常勤、非常勤の雇用形態 ・報酬改定前後における、正規職員、非正規職員の雇用形態 | ・雇用形態の違いによる給与の変化を把握する必要があるのではないか | ・派遣職員について、調査するか |
| ・報酬改定前後における、労働時間の変化 | ・労働時間の変動を把握する必要があるのではないか | ・所定内労働時間と実労働時間のいずれかを調査するか |

| 調査項目案 | 調査理由 | 留意点 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、夜勤回数の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤の勤務状況の変化を把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤の労働時間についても調査するか |
| <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、従事者の資格保有状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得による給与等の変化について把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・対象資格は、「介護福祉士、看護師、准看護師、PT・OT・ST、介護支援専門員、ヘルパー1級、2級、3級、介護職員基礎研修課程終了者」としてはどうか |
| <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、従事者の兼務状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・兼務する職種の増加による給与等の変化について把握する必要があるのではないか | <ul style="list-style-type: none"> ・対象職種は、「看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士・栄養士、機能訓練指導員」としてはどうか |
| <ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定前後における、決まって支給する給与 ・報酬改定前後における、手当の種類 ・報酬改定前後における、一時金 | <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の給与等の変化について把握する必要があるのではないかと | <ul style="list-style-type: none"> ・決まって支給する給与は基本給と手当に分けて調査するか ・手当については、手当として支給されている金額と、支給されている手当の種類を調査するか ・一時金については、4月から9月末までに支給された額を調査範囲としてはどうか |